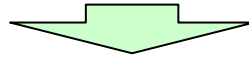


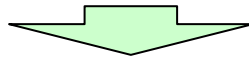
申請用総合ソフトによる請求手続の流れ

ログイン	申請用総合ソフトを起動し、登記・供託オンライン申請システムにログインします。
------	--



請求書の作成

「申請様式一覧選択」画面から、登記事項／地図・図面証明書交付請求書を選択して、同請求書を作成します。



交付情報の入力（交付方法が送付の場合）

交付情報を入力します。

郵送により証明書の交付を受ける場合は、交付方法として「郵送」を選択します。

この場合は、請求先登記所から、請求した証明書が送付されます。

交付情報の入力（交付方法が登記所窓口での受取の場合）

交付情報を入力します。

登記所の窓口で受け取る方法により証明書の交付を受ける場合は、交付方法として「窓口受取」を選択します。

この場合は、請求先登記所として、証明書を受け取る登記所を選択してください。

※ 選択した登記所以外では証明書を受け取ることができません。御注意ください。

請求書の内容確認

作成した請求書の内容を確認します。

納付情報の登録

電子納付に必要なカナ氏名を入力します。

請求書の送信

登記事項／地図・図面証明書交付請求書を送信します。

処理状況の確認

送信後の処理状況を確認します。

「納付」ボタンから、手数料額や納付情報が通知されます。

手数料の電子納付

電子納付 - 申請用総合ソフト

※この画面の「納付」ボタンをクリックして電子納付を行う場合、「納付」ボタンをクリック後、30分以内に納付する必要があります。
なお、30分を経過すると、納付処理が拒絶することとなりますのでご注意ください。
30分を経過した場合、申請処理が拒絶された場合は、再度「納付」ボタンをクリックしてください。

「電子納付」画面

登記所で証明書を受け取る場合は、この画面を印刷して、登記所の窓口へ提出してください。
手数料は、登記所へお越しになる前に、あらかじめインターネットバンキング等を利用して、電子納付の手続きを行ってください。
窓口で印刷等により納付することはできません。（動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る登記事項証明書及び登記事項概要証明書を除きます。）
また、印鑑証明書の窓口交付には、印鑑カードの提示も必要になります。
動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る登記事項証明書の窓口交付には、本人確認書類の提示も必要になります。詳細は法務省ホームページを参照ください。

受取人情報 氏名 法務太郎
住所 東京都千代田区霞が関1-1-1
通数 通

電子納付共通情報
申請に関する納付情報をお知らせしますので、手数料等を納付していない場合は、インターネットバンキング等を利用し、電子納付の手続きを行ってください。
申請番号 20110809001046001
申請ID a0000000
申請者名 法務花子
手続名 登記事項/地図・図面証明書交付請求書
収納機関番号 00100

電子納付情報
発行日時 2011年08月09日13時15分 納付番号 1312883712421176 確認番号 056884 納付額 550円 2011年08月10日 納付状況 未納付 納付 納付
1/1 ページ

印刷

印刷 戻る

電子納付情報 1/1 ページ

登記所で証明書を受け取る場合は、登記所の窓口へ提出してください。
手数料は、登記所へお越しになる前に、あらかじめインターネットバンキング又はペイジー等を利用して納付してください。
窓口で印刷等により納付することはできません。（動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る登記事項証明書及び登記事項概要証明書を除きます。）
また、印鑑証明書の窓口交付には、印鑑カードの提示も必要になります。
動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る登記事項証明書の窓口交付には、本人確認書類の提示も必要になります。詳細は法務省ホームページを参照ください。

受取人情報	氏名	法務太郎
	住所	東京都千代田区霞が関1-1-1
通数		通

電子納付共通情報
申請に関する納付情報をお知らせしますので、手数料等を納付していない場合は、インターネットバンキング等を利用し、電子納付の手続きを行ってください。
申請番号 20110809001046001
申請ID a0000000
申請者名 法務花子
手続名 登記事項/地図・図面証明書交付請求書
収納機関番号 00100

電子納付情報
発行日時 2011年08月09日13時15分 納付番号 1312883712421176 確認番号 056884 納付額 550円
納付期間最終年月日 2011年08月10日 納付状況 未納付 領収年月日

手数料を電子納付します。

請求した証明書を登記所の窓口で受け取る場合でも、手数料は、登記所の窓口で受け取る前に、あらかじめ電子納付をしてください。

（注） 請求した証明書を登記所の窓口で受け取る場合には、「電子納付」画面の「印刷」ボタンをクリックして帳票（電子納付情報）を印刷し、あらかじめ設けられている記載欄に、請求に係る通数（※1）を記載したものを登記所の窓口へ提出していただく必要があります（※2）。

（※1） 請求により交付を受ける証明書の合計通数です（窓口で受け取る証明書の合計通数です。請求がエラーとなったものがある場合は、これを除いた通数です。）。

（※2） この画面を印刷したものに代えて、次の情報を記載した書面を提出しても差し支えありません。

- ① 証明書の受取人の氏名・住所
- ② 請求に係る通数
- ③ 申請番号

交付方法に「郵送」を指定された場合は、証明書が、請求先の登記所から郵送されます。

交付方法に「窓口受取」を指定された場合は、請求先の登記所の窓口で証明書を受け取ります。